

PARK INFORMATION

令和3年9月13日～9月30日 群馬県緊急事態措置が延長します

9月10日付で、「緊急事態措置」の延長が発表され、以下の対応が継続します。

対象：県内全域

【外出、県外移動等】（特措法第45条第1項に基づく要請）

- 生活に必要な場合を除き、**日中も含め、不要不急の外出や移動は自粛**してください。
- 特に20時以降の不要不急の外出や移動は自粛**してください。
- 混雑している場所や時間は避けて行動**してください。
- 不要不急の**都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控えて**ください。
※8月17日群馬県知事記者会見では、県内者だけでなく県外者の方におかれても、緊急事態宣言中は群馬県への往来を控えて頂きたい旨、要請が出ています。
- 路上や公園等における集団での飲酒など**、感染リスクの高い行動は自粛してください。

【感染防止対策の徹底】（特措法第24条第9項に基づく要請）

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした**基本的な感染対策の徹底**をお願いします。
- 政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」、新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、**3つの「密」状態を回避**するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。
- 感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、**換気の実施及び適度な保湿**をお願いします。
- 変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク、手洗い、換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。
- イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは終日自粛**してください。
- 接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

参考）群馬県知事より緊急事態宣言に係る臨時記者会見要旨

https://www.pref.gunma.jp/chiji/z90g_00235.html

参考）新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置

https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00040.html

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV

Tel. 027-234-9338 (10:00～16:00) 担当：岡田